

Press Releae

埼玉労働局発表 平成28年8月30日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課課 長 布施 武雄 課長補佐 廣澤 禎 (電話)048-600-6206

報道関係者 各位

平成28年度「全国労働衛生週間」を実施 ~10月1日から10月7日まで実施されます~

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

県内の業務上疾病の被災者数はここ2年間多発化傾向にあり、化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設(平成27年12月1日施行)、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理(平成28年6月1日施行)、③職場における受動喫煙防止対策(平成27年6月1日施行)など、業務上疾病の発生を未然防止する仕組みを充実させたところであり、これらについては、すでに県内各地において説明会を開催し、その周知に努めてきたところです。

また、がん等の疾病の治療と仕事との両立に苦慮している企業経営者や労働者がいることから、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)では、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められているところです。

このため、全国労働衛生週間においては、県内各地において各労働基準監督署が各地区の 労働基準協会に協力し全国労働衛生週間説明会等を実施するとともに、各事業場においては 事業場内の巡視等を行い労働衛生意識の高揚を図ることとしています。併せて、今年度は「事 業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知も図ることとしています。

〈平成28年度「全国労働衛生週間」スローガン〉

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

〈実施期間〉

本週間 平成28年10月1日(土) から 10月7日(金) まで 準備期間 平成28年9月1日(木) から 9月30日(金) まで

〈実施行事〉

- ①全国労働衛生週間説明会(各地区労働基準協会主催)
- ②埼玉県建設業労働災害防止大会 9月16日(金) さいたま市民会館うらわ

1 業務上疾病の現状と取組

(1) 現狀

埼玉県内では、平成27年の業務上疾病の発生件数は568件で、前年を28件下回りました。しかしながら前々年比では175件の増加となっています。

埼玉県内における業務上疾病の発生件数は長期的には減少してきたものの、平成25年と 比べて平成26年と27年の発生件数はそれぞれ51.6%増、44.5%増となっており、ここ2年は 急増傾向にあります。(グラフ1、表1参照)

平成27年に発生した業務上疾病について傷病別にみると、最も多いのは、負傷に起因する疾病で306件と全体の5割を超えており、このうち230件がいわゆるギックリ腰などの腰痛(災害性腰痛)、「負傷によらない業務上の腰痛(非災害性腰痛)」も76件となっています。次に多いのが、「異常温度条件による疾病」で85件となっており、このうち36件が熱中症となっています。

(2)対策

腰痛に関しては、発生頻度の高い社会福祉施設等の事業者に対し、集団指導や事業者団体に対する要請を行うなどにより、作業方法の改善等の腰痛予防対策を進めています。また、熱中症に関しては、4月中旬という早い時期からパンフレットを作成し、ホームページへの掲載や建設業を中心とした各種事業主団体に配布したほか、各種集団指導等の機会を利用して、熱中症予防対策の徹底を図りました。

2 メンタルヘルス対策の現状と取組

(1) 現状

厚生労働省で行っている労働者健康状況調査(平成24年)によると、現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は60.9%となっています。また、埼玉県の発表によると、平成27年における県内の自殺者は年間1,303人で、そのうち317人が管理職を除く被雇用者・勤め人となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組が重要な課題となっています。

このような状況下で、労働安全衛生法が改正され、平成27年12月1日より、労働者数50人以上の事業場においては、常時使用する労働者に対して、医師や保健師等による心理的な負担を把握するための検査(ストレスチェック)の実施が義務付けられました。

(2)対策

埼玉労働局では、昨年12月1日に創設されたストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策の充実を図るため、昨年度以降、県内各地で20回以上にわたって説明会を実施しており、本年も引き続き実施しております。

また、事業場がその実情に即した具体的な対策を進めるに当っては、特に専門的な知識が必要となることから、厚生労働省の委託により埼玉産業保健総合支援センター内に相談窓口(電話:048-829-2661)を設置しています。

なお、厚生労働省では、メンタルヘルス等に関連したホームページを開設しています。 (働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』)

http://kokoro.mhlw.go.jp

こころの耳 で検索

3 その他の取組

(1)化学物質対策

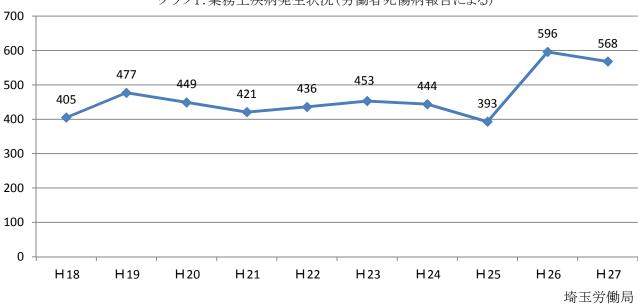
労働安全衛生法の改正により、本年6月1日から、一定の危険・有害な化学物質(640物質) に対するリスクアセスメントの実施が義務化され、また、ラベル等の表示義務の対象となる化学 物質の範囲も同じく640物質に拡大されました。

今回の法改正は、業種や規模を問わず適用されることから、埼玉労働局では、あらゆる業種 を対象に、集団説明会等の機会を捉え、法改正に関する周知を行っています。

(2)受動喫煙防止対策

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策が事業主の努力義務となり、が、厚生労働 省では、「受動喫煙防止対策助成金」により、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を行う際 の費用の一部を支援しています。

この助成金の対象となる受動喫煙防止対策の要件等について、埼玉労働局では、パンフ レット等を活用して制度の周知と利用促進を行い、職場で受動喫煙を受ける労働者の低減を 図っています。



グラフ1:業務上疾病発生状況(労働者死傷病報告による)

表1:傷病別の業務上疾病発生状況(労働者死傷病報告による)

	H18	H 19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
負傷に起因する疾病	180	346	318	262	272	256	235	249	296	306
(うち負傷に起因する腰痛)	(136)	(303)	(260)	(225)	(235)	(195)	(155)	(197)	(219)	(230)
負傷によらない業務上の 腰痛	106	8	11	16	19	72	92	33	123	76
異常温度条件による疾病 (熱中症等)	26	24	29	42	65	58	62	57	78	85
頸肩腕症候群等	14	25	24	6	9	13	13	12	22	15
化学物質による疾病 (がんを含む)	12	9	7	7	10	7	5	5	13	13
じん肺及びじん肺合併症	31	18	21	11	5	17	4	7	6	5
その他	36	47	39	77	56	30	33	30	58	68
合計	405	477	449	421	436	453	444	393	596	568

平成 28 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎える。この間、 全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的 労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 251 人、精神障害の労災支給決定件数が 472 人となっていること、勤務問題を原因・動機 の一つとしている自殺者が約 2,200 人いること、近年我が国において過労死等が多発し 大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成 27 年は前年から 47 人減少して 7,368 人となった。疾病別では腰痛が 74 人減少したものの、4,550 人と依然として全体の 6割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。一方、熱中症については、前年から 41 人増加して 464 人となり、近年 400~500 人台で高止まりの状態にある。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、① ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっている。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成 27 年 7 月閣議決定)に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められている。

さらに、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を 図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間 とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業·木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- 10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。
- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2)雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協

力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓 練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他 労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

- (ア) 平成 27 年 12 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施
- (イ) 平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS 交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施
 - a. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート (SDS) 交付の状況の確認
 - b. 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDS の入手状況、危険有害性情報の確認
 - c. SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果 に基づくリスク低減対策の推進
 - d. ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育 の推進
- (ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における 受動喫煙防止対策の推進
 - a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動 喫煙防止対策の実施
 - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c. 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸 与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

イ その他の重点事項

(ア)疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成 28 年 2月 23 日付け基発 0223 第5号、健発 0223 第3号、職発 0223 第7号)に基づく以下の事業場環境整備

- a. 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b. 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c. 相談窓口等の明確化
- d. 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c. 4 つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・ 情報提供
 - d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・ 早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - e. 自殺予防週間 (9月 10 日~9月 16 日) 等をとらえた職場における自殺対策へ の積極的な取組の実施
 - f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - b. 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及 び健康診断実施後の措置の徹底
 - c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの 地域窓口の活用
- (エ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に係る以下の対策 の推進
 - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む)の 実施
 - c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

- (オ)溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
 - a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底
 - b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定·着用の徹底

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメント システムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制 の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び その結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施

- (ア)健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及 び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上 教育の実施

- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ③ 作業の特性に応じた事項
 - ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
 - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - イ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア)暑さ指数(WBGT値)が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
 - (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
 - (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
 - (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
 - (エ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - ク 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
 - ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

(イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止 対策の徹底
- ウ 平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号に基づく東電福島第一原発における事故 の教訓を踏まえた対応の徹底
- ⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露 防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

第67回 全国労働衛生週間

10月1日~7日 (準備期間:9月1日~30日)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識 を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。 10月1日~7日が本週間、9月1日~30日が準備期間ですので、それぞれの職場での安全衛生パトロー ル、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開しましょう。

<スローガン>

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが 重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法 では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病 の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの 課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康 が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- 1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚 のための行事などの実施

準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

1 重点事項

- (1) 改正労働安全衛生法に関する事項
 - ①ストレスチェック制度に関する取組の確実な実施
 - ②一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質) に関するリスクアセスメントの着実な実施
 - ③職場における受動喫煙防止対策の推進
- (2) その他の重点事項
 - ①疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援 対策の推進
 - ②労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づく(3)電離放射線障害防止対策の徹底 メンタルヘルス対策の推進
 - ③過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ④職場における腰痛予防対策の推進
 - ⑤溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

2 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進

- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
- (7) 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん など) に関する理解と取組の促進

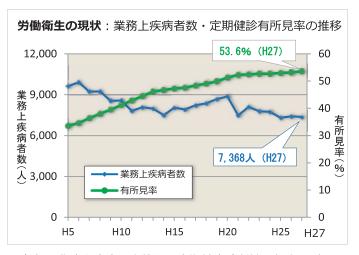
3 作業の特性に応じた事項

- (1) 粉じん障害防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底
- (4) 騒音障害防止対策の徹底
- (5) 振動障害防止対策の徹底
- (6) VDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (7) 化学物質による健康障害防止対策などの徹底
- (8) 石綿障害予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏症などの防止対策の推進
- 4 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する 労働衛生対策の推進
- 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 協 替 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに 関する統計結果を公表しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/h27.html

メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場 におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを 掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。http://kokoro.mhlw.go.jp/



過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

治療と職業生活の両立支援対策

事業場における治療と職業生活の両立支援のため のガイドラインなどを掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000 0115267.html

化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS(安全データシート)を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei 03.html

~「**ラベルでアクション**」をキャッチフレーズに、 リスクアセスメントを着実に実施しましょう~

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援 事業を行っています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo u_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、腰痛が約6割を 占めています。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数 が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改 定し、福祉・医療分野などにおける防止対策を明記 しました。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.ht ml

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を 支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係 者を対象とした講習会を実施しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html

産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの 産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを 実施しています。また、産業保健総合支援センター の地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模 事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、 産業保健サービスを提供しています。

http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.as px

<第12次労働災害防止計画>

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、 平成25年~29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数(休業4日以上)とも15%(平成24年比)以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化 学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中 の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化 (例:がん5年相対生存率が向上 平成5~8年53.2% → 平成15~17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況 (例: 仕事を持ちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる (例:糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)
 - **大病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題**
- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない(例:従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)
 - **事業場が参考にできるガイドラインの必要性**

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、 時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・それを参考に<u>主治医が</u>、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい 就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

・事業者は、労働者から提出された<u>主治医からの情報を、産業医等に提供</u>し、就業上 の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・<u>事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取</u>した上で、<u>就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保</u> 等)の内容を決定・実施
- ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

「がんに関する留意事項」の概要

本留意事項は、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援のうち、特に「がん」に関して留意すべき事項をまとめたもの。

がんに関する基本情報

- 生涯のうちに、日本人の<u>2人に1人ががん</u>に罹患
- 年間約85万人*が新たにがんと診断され、うち<u>約3割が就労世代</u> ※国立がん研究センター「がん登録・統計」による2011年推計値
- がんの5年相対生存率は向上(平成5~8年53.2% → 平成15~17年58.6%)
- 仕事を持ちながら、がんで通院している者は<u>約32.5万人</u>※ ※平成22年国民生活基礎調査に基づく推計
- 入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向

治療と職業生活の両立支援に当たっての留意事項

(治療に関する留意事項)

- <u>治療や経過観察の長期化</u>、<u>予期せぬ副作用等の出現</u>等が考えられ、経過によって <u>就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要がある</u>ため、<u>労働者は次の点</u> に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。
 - ①手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。
 - ②抗がん剤治療は、1~2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
 - ③放射線治療は、基本的に毎日(月〜金、数週間) 照射を受けることが多いこと。 また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することが あるが、症状の程度には個人差が大きいこと。

(メンタルヘルス面への配慮)

- ○がんの診断が主要因となって<u>メンタルヘルス不調に陥る場合</u>もあるため、治療の 継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望まし い。
- ○がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から<u>早まって退職を選択する</u>場合があることにも留意が必要。

ガイドラインの普及と企業支援の取組(今後の予定)

厚生労働省では、治療と職業生活の両立支援が進むよう、今後以下の取組を進めます。

都道府県労働局・労働基準監督署、関係団体との連携による周知

- 平成28年4月以降、全国の都道府県労働局・労働基準監督署が、会議など様々な機会を捉えてガイドラインを周知します。
- ガイドラインを広く周知するため、関連する経済団体、地方公共団体、その他関連する団体との連携を進めます。

産業保健総合支援センターによる支援

① 全国で治療と職業生活の両立支援に関するセミナーを開催

全国各地で、企業関係者や産業保健スタッフ、医療関係者を対象として、ガイドラインの解説や、具体的な取組方法について、セミナー、研修会を開催します。

② 各都道府県の産業保健総合支援センターで相談に対応

治療と職業生活の両立に関する関係者からの相談に全国の産業保健総合支援センターが対応します。

③ 企業に対する個別訪問支援の実施

専門家が企業を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を行います。

④ 労災病院に併設する治療就労両立支援センター等との連携による支援の実施

労災病院に併設する治療就労両立支援センター等と連携し、労災病院等の患者の 就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との連絡調整等の支援を行います。